

くらしめーる

- 光回線の便乗勧誘に注意しましょう
- 消費者力クイズにチャレンジ!
- 消費者月間記念講演会を開催しました

相談窓口

受付時間:平日・9:30~12:00

・12:45~16:30

TEL 439-5281

※時間外、土日の窓口は裏面に

発行：崖和田市立消費生活センター 〒596-0045 崖和田市別所町3-12-1 市立保健センター3F

事例



パソコンの操作方法を調べるためにネット上で専門家に相談できる有料サイトに**トライアル登録**し、**クレジットカード**を決済手段として**入力**した。代金は500円だった。質問は解決したが、それ以降、**毎月**約5千円がクレジットカードから

引き落とされていることに数カ月後に気付いた。解約したいが、契約時に入力した情報を忘れてしまいログインできない。

(70歳代男性)



使っていない
サブスクの
解約忘れに注意しましょう

出典:「見守り新鮮情報第416号」独立行政法人国民生活センター



- サブスクリプション（以下「サブスク」という。）とは、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。
- サブスクは、**トライアル（お試し）を申し込む際にクレジットカードの登録が必要で、トライアル期間内に解約しなければ自動的に定額サービスに移行し、支払いが続きます。**申し込む前にホームページなどで利用規約や解約方法をよく確認しましょう。
- 解約は、事業者の定める方法で手続きを行う必要があります。申し込み時に登録したパスワード等が必要な場合があるので忘れないようにしましょう。
- 利用していないサブスクの請求にすぐ気付けるように、クレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。
- 困ったときには、**消費生活センター**等にご相談ください。

回覽

2024 年 1 月～固定電話の IP 網移行に伴い、今までの

固定電話が使えなくなるって本当？！

いいえ、利用中の電話機や電話番号はそのまま利用できます。



- 事例 1) 事業者から電話があり、「今後固定電話が使えなくなる。早めに光回線にした方がいい。今なら工事費用は無料だ」と言われ、高齢の母が契約したようだ。
- 事例 2) 「2024 年にアナログ回線がなくなる。その時は工事が混みあう。今のうちに光回線工事をしないか？」と勧誘された。

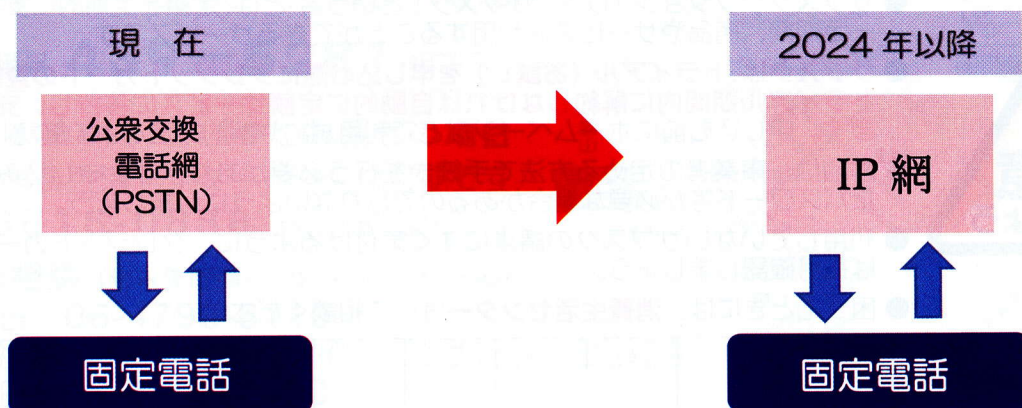
光回線の“便乗”勧誘かも？

NTT 東日本および NTT 西日本は 2024 年 1 月以降、固定電話の IP 網への移行に伴い同社の局内設備の切替を予定しています。これに便乗した光回線などの勧誘が見られますので、光回線に変更予定のない人は十分に注意しましょう。

アドバイス

1. 固定電話の IP 網移行に伴う局内設備切替では、利用者側での手続きや自宅での工事は要りません。
2. 今まで使っていた電話機や電話番号はそのまま利用できます。
3. 「固定電話が使えなくなる」「工事が必要です」など、固定電話の IP 網移行に伴った光回線などの勧誘や詐欺には十分注意してください。
4. 利用者側に費用負担はまったくありません。
5. 不安に思った時はすぐに消費生活センターへご相談ください。

固定電話の局内設備切替のイメージ



頑張
ってね!

正しい組み合わせはどれかな～？

消費者力 クイズ



最近の消費生活トラブルはますます複雑になり、金銭的被害も高額化の傾向にあります。「私は大丈夫」と思わずに、今、消費生活センターへ相談の多い悪質な商法や勧誘方法をクイズで学んで、トラブルの未然防止にお役立てください。

問題：下記の①～⑥とA～Fの“正しい組み合わせ”を選んでください。(回答例：①—B)

① サイドビジネス商法

② 定期購入

③ 詐欺サイト

④ ワンクリック請求

⑤ 送り付け商法

⑥ 保険金申請代行

A

スマホのアダルトサイト閲覧中に「18歳以上ですか？」の問いに「はい」をタップ。登録完了と30万円の請求画面。

B

「火災保険を使って自宅を修理できる」と勧誘された。申請サポート会社に給付額の30%を支払う契約になっている。

C

SNSの広告を見てダイエットサプリを注文。HPにいつでも解約OKと書いてあったが、業者に電話が繋がらず解約できない。今日2回目が届いた。

D

HPを作ってアクセスを増やすことで誰でも1日5万円稼げるという副業サイトを見た。半年間40万円でサポート契約をしたが高額なので不安だ。

E

定価の半額以下でソファを注文。支払方法は現金前払いのみ。銀行口座は外国人名義。商品が届かず業者とは連絡不能。

F

注文していない商品が届いた。家族や親しい人に確認したが、誰も送り主ではなかったのですぐに廃棄した。あとで商品代金を請求されないか？

— 回答とミニ解説 —

答) ①—D、②—C、③—E、④—A、⑤—F、⑥—B

解説) **サイドビジネス商法**→別名副業サイト。儲からないので信用しない。**定期購入**→トラブル多発。注文は利用規約を読んでから。**詐欺サイト**→現金前払い、外国人名義は怪しさ満載。**ワンクリック請求**→年齢確認だけでは契約未成立。慌てない。折電しない。**送り付け商法**→支払い義務なし。法律改正で直ちに廃棄・使用・売却OK。**保険金申請代行**→家の経年劣化に火災(損害)保険は使えない。申請は自分です。台風等の被害から3年で時効。

5/23(月)消費者月間記念講演会を開催しました

コロナ下で2年間中止しておりましたが、5/23に消費者月間記念講演会を職員会館で開催いたしました。「知らない内に個人情報」がSNS上に投稿されたら?という今日的なテーマで、服部弁護士(大阪弁護士会所属)をお招きして約90分間ご講演いただきました。

SNS(ソーシャルネットワーキングサービスの略)の特性、個人情報とプライバシーの相違点、肖像権等様々な切り口で事例を挙げてのお話でした。私たちが普段耳にしない法律分野の専門用語もあるなかで、ご参加の皆さま

は終始熱心に聴いておられました。

講演後の感想として、「SNSは利用していないが勉強になった」「若い世代にこそ聞いて欲しい内容だった」「写真の投稿に気をつけようと思った」等、率直なご意見をいただきました。今は、誰もが簡単に情報や画像を収集・発信できる時代です。だからこそ、誰もが被害者になり加害者になりうるリスクを抱えた時代であることをあらためて学びました。

ご参加くださいました23名の市民の皆さま、ありがとうございました。



暮らしの法律

利用規約

「一方的な利用規約の変更に従わないといけませんか？」

問) 英会話教室を中途解約したいと思います。入会時の利用規約では「未受講分の受講料は解約時の翌月からの分を全額返金」となっていたのですが、先月「2割相当額を返金」と一方的に変更されていました。このような一方的な規約の変更に従わないといけませんか？

答) 変更後の規約に従う必要はありません。入会時の規約とおり、解約時の翌月からの分の全額を返金請求できます。入会時の規約は、事業者とあなたとの間の契約内容の一部であり、その内容を当事者の一方が勝手に変更することはできません。中途解約の場合の返金額の変更、それも利

用者側が一方的に不利益になる規約変更はあなたとの関係でいえば「無効」です。ただし、規約変更後に英会話教室に入会した人の場合は変更後の規約が有効とされる余地があります。なお、規約の一方的な変更が許されるという例外があります。電気・鉄道・保険等に代表される不特定多数の相手に同じ契約条件を提示する「定型約款」がそれです。約款の変更が利用者に不利益になることが無いと考えられる場合です。

(国民生活 2022年3月号)

相談窓口

消費生活センター

平日・9:30~12:00・12:45~16:30

電話番号 **439-5281** (相談専用)

平日16:30~17:00でお急ぎの場合
大阪府消費生活センターでも受付可能です
06-6616-0888 (大阪府消費生活センター)

●週末相談 (年末年始除く10:00~16:00)

土曜日 / **06-4790-8110**

(公益社団法人) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

日曜日 / **06-6203-7650**

(公益社団法人) 全国消費生活相談員協会

【案内図】



「くらしめーる」は、消費生活センター・市役所・市民センター・地区公民館などにも置いてあります。